原子力規制委

活断層判断 大幅厳格化へ

定義期間「40万年」に拡大

原子力規制委員会の地震分野を担当する島崎邦彦委員長代理は二十三日、原発に適用されてきた活断層の定義を大幅に厳格化する考えを示した。現行の原発の耐震設計指針では、十二万～十三万年前以降に動いた断層を活断層と定義。その上には原発を建てないことになっているが、四十万年前以降にまでさかのぼって動いていないことを求める。＝関連②㉓面

大飯、志賀調査でも重視

規制委が来春までに策定する安全基準の原案に盛り込み、規制は大幅強化される見通し。

規制委は、直下や直近に活断層があると指摘されている関西電力大飯原発（福井県）や北陸電力志賀原発（石川県）などを自ら調査する予定で、この際、指針改定を待たず、四十万年前以降に動いたかどうかを重視して調べる。もし動いたことが確認され、活断層だと判断されれば、規制委は運転停止を命じる見通し。

改定後は、現段階で活断層が問題になっていない原発にも影響が及ぶ。

島崎氏は同日に開かれた大飯原発調査チームの事前会合で「活断層の定義だが、原発の耐震設計審査指針では（十二万～十三万年前の）後期更新世に動いた断層といきなり出てくる」と現行指針を問題視。

国の地震調査研究推進本部は二〇一〇年十一月、四十万年を目安に活断層を長期評価するという報告書を出しており、規制委もこの方針に足並みをそろえる。島崎氏は会合後の記者会見で「従来の指針類は尊重するが、金科玉条ではない」と述べた。

規制委は有識者のチームで両原発に加え、東北電力東通（青森県）、関電美浜（福井県）、日本原電敦賀（同）の三原発と、日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」を調査する。

「志賀の安全性抜本見直しも」

立石新潟大名誉教授

活断層の定義が拡大される見通しになったことを受け、北陸電力志賀原発（石川県志賀町）周辺で断層調査する新潟大の立石雅昭名誉教授（地質学）は「志賀原発の耐震安全性を考えるうえで抜本的な見直しを迫られる可能性がある」と指摘する。

立石名誉教授は「志賀原発1号機直下の断層が活断層か判定する際、より古い断層活動まで含めて考えることになる」と述べ、国の審査の厳格化を想定する。

同原発の東一キロの福浦断層、北九キロの富来川南岸断層は活断層ではないと判断されたが、新たな定義で判断が変われば「原発の至近距離にあるだけに、新たな対策が必要になる事態も十分考えられる」と説明している。

「活断層」厳格化

原発の安全見直し必至

想定地震変わる可能性

原発に影響を与える活断層定義の厳格化で、原子力規制委の島崎邦彦委員長代理は二十三日、「十二万～十三万年という数字があるが、私はその数字を一度も使ったことがない」と、これまでの定義を認めないと言い切った。

発足一カ月あまりの規制委が、原発の基準を大幅強化するという宣言でもある。全国の原発に影響が出ることは必至だ。

今後の調査で、活断層の上にあると判断された原発は廃炉を迫られ、近くを走る活断層の長さが、従来の評価より長いと判断されれば、想定すべき地震の大きさも変わる。

例えば中国電力島根原発1、2号機（松江市）の場合、中国電は二〇〇八年の調査で、近くを通る活断層の長さを二十二キロと断定した。断層自体はもっと長く続いている恐れがあるが、途中から「十三万年前以降は動いていない」と判断し耐震性を評価していた。

指針類が改正されて四十万年前までさかのぼると、近くの断層の長さも、想定すべき地震も変わる可能性が十分ある。もし電力会社が地層のデータを十分に有していなければ再調査を迫られる。

鈴木康弘・名古屋大教授（変動地形学）は「およそ四十万年前には、地震を起こす力のかかり方が現在と同じになっていたので、活断層が動く時代として考えるべきだということだろう。活断層は数万年単位で地震を繰り返すが、四十万年前までさかのぼってきちんと調べれば、見落としていた活断層が新たに見つかることも考えられる」と語った。